

TOPIC

従業員が入社した時の手続

■新年度となり、新入社員が入社された会社もあるか
と思います。従業員が入社すると、その働き方によ
って、社会保険の手続きを取らないといけません。

■今回は、入社した時の社会保険関係の手続きを見て
みましょう。

■社会保険関係手続きには、2つあります。

①社会保険の資格取得

②雇用保険の資格取得

※その他に被扶養者届とか、場合によっては年金手
帳再交付などあるかもしれませんが、今回は、入
社した従業員本人についての手続きだけ取り上げ
ます。

■まず①社会保険の資格取得の手続きですが、次にあ
げるような方は社会保険には入れません。

①日々雇い入れられる人

ただし、1ヵ月を超えて引き続き使用され
れば、その日から被保険者

②2ヵ月以内の期間を定めて使用される人

ただし、所定の期間を超えて引き続き使用
されれば、その日から被保険者

③季節的業務(4ヵ月以内)に使用される人

ただし、継続して4ヵ月を超える予定で使
用される場合は、その当初から被保険者

④臨時的事業の事業所(6ヵ月以内)に使用され
る人

ただし、継続して6ヵ月を超える予定で使
用される場合は、その当初から被保険者

■また、正社員等ではなくても、次の様な基準だと、
社会保険に入らないといけません。

【勤務時間、勤務日数がそれぞれ正社員等の
4分の3以上】

■1日8時間、1ヵ月22日の会社だと、次の様になり
ます。

$$8H \times 3/4 = 6H$$

$$22日 \times 3/4 = 16.5日$$

ですので、

$$6H \times 16.5日 = 99H$$

つまり、この会社の場合、99H/月の労働時間で、
社会保険に入らないといけません。

■もし、「ウチは1日5時間だから」ということであれ
ば、5時間×3/4で、3.75H以上だと社会保
険加入となります。

■社会保険は、健康保険と厚生年金があります。また、
健康保険には、健康保険と介護保険があります。
労働時間等は要件に違いはありませんが、年齢の要
件があります。

■健康保険・・・75歳まで(その後は後期高齢者医
療保険)

介護保険・・・40歳~65歳(その後は年金天引き
又は自己納付)

厚生年金・・・70歳まで

■次に②雇用保険の資格取得ですが、次にあげるよう
な方は雇用保険には入れません。

①65歳に達した日以後に雇用される

②1週間の所定労働時間が20時間未満

③季節的雇用で4ヵ月以内で雇用され、かつ1週
間の所定労働時間が30時間未満

④31日以上の雇用継続の見込みがない

■パートさんだから社会保険に入れなくていいとか、
試用期間中だから正規採用するまでは入れなくてい
い、ということをお話している中ではよく聞かま
すが、それは誤りです。

以上の条件を確認してみましょう。

■1日8時間、1ヵ月22日という上記の会社の例で
順を追っていきましょう

(※一般的な流れとなります。季節的な仕事に雇入
れたりする場合はご相談ください。)

入社

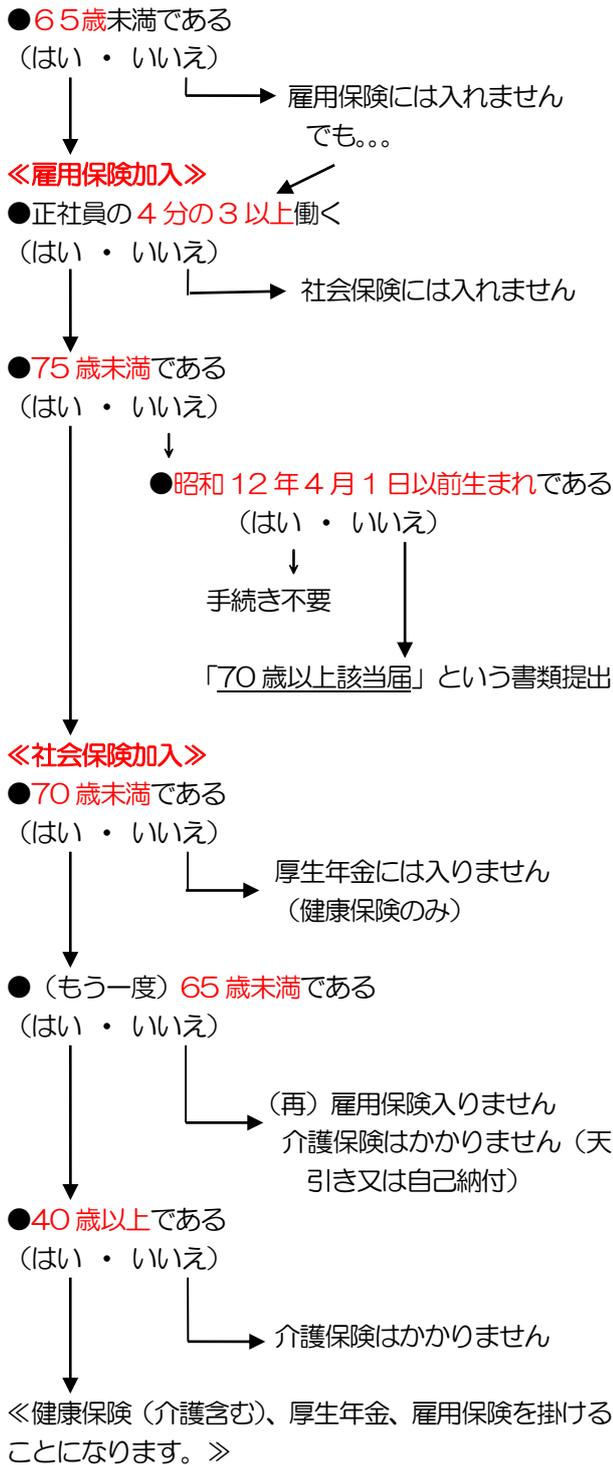
●週20時間以上働く

31日以上雇用見込み

(両方はい・どちらか又は両方いいえ)



↓
雇用保険に入れません
社会保険も入れません



大事なお知らせ

1. 労働保険年度更新について
先月もお願い致しましたが、4月は、労働保険料計算のため、賃金、工事高の集計をしたいと思っております。
つきましては、以下のものが必要となります。

- ① 賃金台帳(賞与含む)
(平成26年4月～平成27年3月支給分)
(パート、アルバイトも含む全員分)
 - ② 完成工事のことがわかるもの(建設業のみ)
工事名・工事期間・完成工事高
(平成26年4月～平成27年3月に完成した、元請けの工事について)
- 改めてご連絡いたしますので、準備方宜しくお願い致します。

2. 健康保険・介護保険料率について
平成27年4月から、健康保険、介護保険料率が変わりました。厚生年金料率は、今までと同じ額です。(長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。)

(健康保険	4.955%	変更
+ (介護保険	0.79%	変更
健康保険	5.745%	
厚生年金	8.737%	

雇用保険 0.5% (建設0.6%)

実際に社会保険料を変更するのは、(普通は)5月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。
また、賞与は、4月1日以降支給する分から変更してください。

賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。
上限は、健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円です。
ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。
また、介護保険は40～64歳までです。

3. 社会保険料一覧表について
健康保険関係料率の変更により社会保険料が変更になっていますので、各お客様の給与計算に間に合うように順次社会保険料一覧表をお送りします。
また、随時改定により料率だけでなく等級が変更になる従業員さんもいらっしゃるの、ご注意ください。

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

- 猫のリョウ -



うちに15年飼っている猫がいる
名前は「リョウ」です。子猫のときに捨てられたのを
子どもがもってきたのだ。
はじめはカゴに入れて飼っていたが「シャーッ」と
言いつつ人間を威嚇していた。
たか、ネコをカゴに入れて飼うんじゃないよ
と出しておいたら1ヶ月くらいで甘えたり寄るよにな
った。

(時うさぎを同時に飼ったとき、あんな。
リョウにしっかり言い聞かせた。
「うさぎを絶対いじめないからね」と
お水からうさぎを驚かせた。
うさぎの前は強気でネコに向っていた。ところが
と別の猫にやられてうさぎは1晩で死んでしまった。

リョウは母猫が注意深い。人懐っこくなく
よその人には慣れない。
1度も病気にふたこともなく医者へ
かかったこともない。

去年まで時々子ネズミをとりきて
ムシャムシャ食べていた。

多めに食べて残すは
しほと顔と浮きみだいの
ものだけである。

私がどこかへいってくると言うときおまらぬ顔で
見ている。

帰ると私を母と想うか、甘えてかわいい。
子どもにいつまでもねこかわいかりで居る
ことがあるとは幸せだ。

何があっても子どもみたいに口ごたえしない。
あとお互いにどはくろ、電球をか
わからないか
好まぬにまらぬこの度待て
長く保ちたいと思う

今月の付録

- 今月は2点あります。
① 社会保険料額表 (長野県)
② 業務改善助成金のチラシ
宜しくお願ひします。

(あとがき)
今月は、「ひとりごと」のコーナーが小さくなってしま
いました。楽しみにされている方には大変申し訳ない
ことです。
さて、新年度を迎えました。今年の桜の開花は少し
早そうですね。長男の小学校入学式の時、その年(平
成14年?)はかなり早く、満開だった記憶があり
ます。
今年には次男が高校の入学。でも、満開というわけに
はいかなそうです。(キムラ)

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90
宮坂社会保険労務士事務所
労働保険事務組合 諏訪労務管理センター
Tel 52-2444 Fax 52-6466
E-mail:
hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp
このほっとレターは、当事務所・センターとご縁
のあった方にお送りしています。